

## 資料提供

令和8年5月27日  
課名 建設産業課  
担当者名 秋崎  
内線電話 3822  
直通電話 082-513-3822

## 建設業者に対する監督処分について

次のとおり、令和8年5月27日に、建設業法に基づく監督処分を行いました。

## 1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社夢工房	代表者氏名	徳永 治夢
主たる営業所の所在地	福山市横尾町二丁目8番9号		
許可番号	-		
許可を受けている建設業の種類	-		

## 2 処分に関する事項

処分年月日	令和8年5月27日	処分を行った者	広島県知事
根拠法令	建設業法第28条第3項		
処分の内容	建設業法第28条第3項に基づく営業停止  1 停止を命じる営業の範囲 建設業の営業の全部  2 営業の停止を命じる期間 令和8年6月1日から令和8年6月3日までの3日間		
処分の原因となった事実	無許可営業		
株式会社夢工房は、同一の場所での一連の解体工事について、建設業許可を得ていないにもかかわらず、合理的な理由がないなかで500万円以上の工事契約を分割し、工事を請け負い、建設業法第3条第1項の規定に違反した。このことは、建設業法第28条第3項（同条第2項第2号該当）に該当すると認められる。			
その他参考となる事項			